

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年11月13日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成29年7月1日至平成29年9月30日）
【会社名】	株式会社ハウズドゥ
【英訳名】	HOUSE DO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 安藤 正弘
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
【電話番号】	075 - 229 - 3200（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 CFO 浅田 浩
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
【電話番号】	075 - 229 - 3200（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 CFO 浅田 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社ハウズドゥ 東京本社 （東京都千代田区丸の内1丁目8番1号） 株式会社ハウズドゥ 大阪支店 （大阪府北区小松原町3番3号） 株式会社ハウズドゥ 半田店 （愛知県半田市昭和町3丁目16番地） 株式会社ハウズドゥ 上尾桶川店 （埼玉県上尾市緑丘4丁目6番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 連結累計期間	第10期 第1四半期 連結累計期間	第9期
会計期間	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日	自平成29年7月1日 至平成29年9月30日	自平成28年7月1日 至平成29年6月30日
売上高 (千円)	4,034,773	4,659,868	16,848,159
経常利益 (千円)	209,144	398,699	1,103,019
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	143,367	254,876	737,864
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	143,654	255,211	738,660
純資産額 (千円)	2,178,298	2,864,570	2,779,021
総資産額 (千円)	13,907,453	19,946,666	20,273,383
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	16.92	29.99	87.02
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	16.57	29.38	85.23
自己資本比率 (%)	15.7	14.3	13.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況
1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成29年8月14日付でUDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合（以下「割当先」といいます。）と株式投資契約を締結し、割当先に対して、平成29年10月17日付で第三者割当により総額30億円のA種優先株式を発行いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1.四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国の政治動向や北朝鮮情勢をはじめとする地政学的リスクにより、金融資本市場への影響が懸念されたものの、きわめて緩和的な金融環境と政府の大型経済対策の効果を背景に、企業収益や雇用・所得環境は改善傾向が持続され、個人消費も緩やかに回復基調で推移しております。しかしながら、東アジア情勢や欧米諸国の政治動向など、先行き景気の下振れリスクには留意する必要があります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、地価の上昇基調が継続する中で、販売価格の高騰が懸念されたものの、日銀の金融緩和政策を背景に実需は底堅い動きを示しており、事業環境は概ね良好であります。

当社グループでは、平成31年6月期を最終年度とする中期経営計画において、事業ポートフォリオのストック事業の比率向上による持続的な成長を掲げ、フランチャイズ事業におけるフランチャイズ加盟店舗数の拡大、ハウス・リースバック事業における収益不動産購入、不動産金融事業による不動産担保融資を強化しました。また、不動産売買事業における直営店エリアを中心とした販売用不動産の仕入強化、不動産売買仲介事業を基盤に、仲介・買取・リフォームの三位一体のスキームで事業シナジーを効かせた「住まいのワンストップサービス」は継続し、顧客ニーズに応えることに努めてまいりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間におきましては、売上高は4,659百万円(前年同期比15.5%増)、営業利益は436百万円(同80.9%増)、経常利益は398百万円(同90.6%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は254百万円(同77.8%増)となりました。

主なセグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(平成29年9月30日現在)

セグメント名称	売上高(百万円)	内容
フランチャイズ事業	595	新規加盟契約数 34件、累計加盟契約数 483件 新規開店店舗数 35店舗、累計開店店舗数 394店舗
ハウス・リースバック事業	473	新規取得保有物件数 63件、累計保有物件数 564件 売却件数 13件
不動産金融事業	89	不動産担保融資実行件数 34件
不動産売買事業	2,383	取引件数 84件
不動産流通事業	482	仲介件数 804件
リフォーム事業	636	契約件数 548件 完工件数 480件
合計	4,659	-

フランチャイズ事業

フランチャイズ事業では、都市部の不動産業者への加盟促進とテレビ・ラジオCM等による広告宣伝効果に加え、東京証券取引所市場第一部上場企業としての信用力やコーポレートブランドの価値の向上効果により、地元有力企業の加盟や検討企業の増加に効果があらわれております。オープン店舗の増加及び営業活動の増加による知名度向上や仲介+買取による収益向上を目指した「サテライト店+家・不動産買取専門店」併設店舗のニーズもあり、当第1四半期連結累計期間における新規加盟契約数は34件、累計加盟契約数は483件となりました。

また、スーパーバイザーの加盟店フォロー体制の構築や各種サービスコンテンツの充実の効果もあり、当第1四半期連結累計期間における新規開店店舗数は35店舗、累計開店店舗数は394店舗となりました。

その結果、セグメント売上高は595百万円(前年同期比23.0%増)、セグメント利益が382百万円(同32.3%増)となりました。

ハウス・リースバック事業

ハウス・リースバック事業では、テレビ・ラジオCM等の広告宣伝効果と東京証券取引所市場第一部上場企業としての信用力の向上効果で問い合わせ及び取扱件数も増加しております。新築リースバックなどの新たな取り組み開始により不動産の有効活用や資産を資金化するニーズに応えたことで、当第1四半期連結累計期間におきましては63戸取得し、13戸を売却しました。保有する不動産は累計564戸となり、賃貸用不動産として運用しました。

その結果、セグメント売上高は473百万円(前年同期比33.5%減)、セグメント利益が35百万円(同68.4%減)となりました。

不動産金融事業

不動産金融事業では、グループの強みである不動産査定力を活かした不動産担保融資の提供を主として、顧客のさまざまな資金ニーズに柔軟に対応することで顧客開拓を行ってまいりました。また、ハウス・リースバック事業を始めグループ内のシナジー及びフランチャイズ加盟店との連携に注力し、当第1四半期連結累計期間におきましては34件の不動産担保融資の実行を行ってまいりました。

その結果、セグメント売上高は89百万円(前年同期比329.9%増)、セグメント利益が29百万円(同195.9%増)となりました。

不動産売買事業

不動産売買事業では、住宅ローンの超低金利が続く中、低価格で良質な中古不動産の購入ニーズは強く、仲介顧客のニーズに合った物件を仕入れる方針を徹底し、前連結会計年度後半より仕入れを積極化した直営店エリアの販売用不動産在庫の販売が順調に進んだことで、取引件数は増加となりました。

その結果、セグメント売上高は2,383百万円(前年同期比42.5%増)、セグメント利益が254百万円(同238.4%増)となりました。

不動産流通事業

不動産流通事業は、不動産売買仲介事業で構成されております。不動産売買仲介事業では、住宅ローンの超低金利継続の効果もあり、実需の動きは引き続き堅調に推移しました。ホームページ等のWeb広告宣伝戦略、新聞折り込み広告、テレビ・ラジオCM等のメディアを利用した広告宣伝戦略、そして地域密着型のポスティング戦略を通じて直営店への集客に注力してまいりました。

その結果、セグメント売上高は482百万円(前年同期比12.8%増)、セグメント利益が139百万円(同28.8%増)となりました。

リフォーム事業

リフォーム事業では、不動産売買仲介事業との連携による中古住宅+リフォーム受注や、住宅設備メーカー等とコラボレーションしたリフォームイベントを積極的に開催することで集客に繋げ、当第1四半期連結累計期間における受注件数は548件(前年同期比10.5%増)、完工件数は480件(同9.8%増)となりました。

その結果、セグメント売上高は636百万円(前年同期比11.5%減)、セグメント利益が32百万円(同3.0%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は19,946百万円となり、前連結会計年度末に比べ326百万円の減少となりました。

これは主として、現金及び預金が1,172百万円減少したこと及び販売用不動産が148百万円減少したこと、ハウス・リースバック事業の案件の増加に伴い有形固定資産が718百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は17,082百万円となり、前連結会計年度末に比べ412百万円の減少となりました。

これは主として、短期借入金が319百万円、長期借入金が440百万円それぞれ減少したこと、フランチャイズ事業の加盟店増加及びハウス・リースバック事業の案件増加に伴い長期預り保証金が167百万円増加したこと並びにリフォーム事業の契約案件増加に伴い未成工事受入金が122百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は2,864百万円となり、前連結会計年度末に比べ85百万円の増加となりました。

これは主として、当第1四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により、利益剰余金が254百万円増加したこと及び配当金の支払いにより169百万円減少したことによるものであります。

項目	前連結会計年度 (百万円)	当第1四半期連結会計期間 (百万円)	増減 (百万円)
総資産	20,273	19,946	326
負債	17,494	17,082	412
純資産	2,779	2,864	85

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
A種優先株式	300
計	25,000,300

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,498,000	8,498,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
A種優先株式	-	300	非上場	単元株式数 1株 (注)2
計	8,498,000	8,498,300	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成29年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2018年6月30日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、優先配当金並び

に普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6)非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない

2. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2)残余財産分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本残余財産分配額」という。)とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3)非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(1)償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額(以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2)償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 10,000,000\text{円} \times (1 + 0.08)_{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)

に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.08)_{x+y/365}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
株式会社ハウズドゥ

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をA種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、A種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったA種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。

ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数

× 上記4.(2)に定める基本償還価額相当額から、上記4.(2)に定める控除価額相当額を控除した金額

（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」

（転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金（転換請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷ 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、1,681.5円とする。

□ 転換価額の修正

転換価額は、2017年12月31日以降の毎年6月30日及び12月31日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

八 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記□に基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

＝ 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全

てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 転換請求受付場所

京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地
株式会社ハウストゥ

(4) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

8. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	-	8,498,000	-	361,387	-	379,883

- (注) 1 . 平成29年10月17日を払込期日とする第三者割当によるA種優先株式の発行により、発行済株式総数が300株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,500,000千円増加しております。
- 2 . 平成29年10月17日付で、会社法第447条第3項及び第448条第3項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ1,500,000千円減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,496,600	84,966	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	8,498,000	-	-
総株主の議決権	-	84,966	-

(注)1. 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式44株が含まれております。

2. 平成29年9月30日現在の自己株式数は、191株であります。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ハウストゥ	京都市中京区烏丸通 錦小路上ル手洗水町 670番地	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 平成29年9月30日現在の自己株式数は、191株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,129,678	1,957,618
完成工事未収入金	53,354	55,509
売掛金	90,977	85,528
販売用不動産	4,566,949	4,418,836
仕掛販売用不動産	1,184,076	1,228,730
未成工事支出金	53,273	78,950
営業貸付金	2,865,545	2,913,851
繰延税金資産	69,531	68,125
その他	206,961	348,539
貸倒引当金	7,741	5,696
流動資産合計	12,212,606	11,149,994
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,482,745	2,675,013
減価償却累計額	387,644	436,296
建物及び構築物(純額)	2,095,101	2,238,717
土地	5,615,396	6,191,668
その他	111,920	112,772
減価償却累計額	92,467	94,445
その他(純額)	19,453	18,327
有形固定資産合計	7,729,951	8,448,713
無形固定資産		
のれん	5,652	4,640
その他	50,928	51,594
無形固定資産合計	56,581	56,235
投資その他の資産		
投資有価証券	7,569	8,353
繰延税金資産	5,027	1,425
その他	261,759	282,089
貸倒引当金	113	145
投資その他の資産合計	274,243	291,723
固定資産合計	8,060,776	8,796,671
資産合計	20,273,383	19,946,666

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	373,986	397,074
短期借入金	6,895,839	6,576,290
1年内償還予定の社債	50,600	34,000
1年内返済予定の長期借入金	1,300,888	1,262,100
リース債務	8,243	7,442
資産除去債務	5,338	1,312
未払金	214,179	232,779
未払費用	288,724	251,821
未払法人税等	153,566	145,715
未払消費税等	50,042	47,201
未成工事受入金	283,439	405,662
前受金	258,128	266,525
賞与引当金	-	33,528
完成工事補償引当金	4,368	4,472
その他	184,142	254,123
流動負債合計	10,071,487	9,920,050
固定負債		
長期借入金	6,020,586	5,580,416
リース債務	9,201	7,474
長期預り保証金	1,360,281	1,527,666
繰延税金負債	621	930
資産除去債務	10,184	22,648
完成工事補償引当金	21,998	22,908
固定負債合計	7,422,874	7,162,045
負債合計	17,494,362	17,082,095
純資産の部		
株主資本		
資本金	361,387	361,387
資本剰余金	498,409	498,409
利益剰余金	1,916,538	2,001,458
自己株式	158	236
株主資本合計	2,776,177	2,861,019
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	49	384
その他の包括利益累計額合計	49	384
新株予約権	2,794	3,167
純資産合計	2,779,021	2,864,570
負債純資産合計	20,273,383	19,946,666

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
売上高	4,034,773	4,659,868
売上原価	2,500,712	2,769,210
売上総利益	1,534,061	1,890,658
販売費及び一般管理費	1,292,933	1,454,489
営業利益	241,127	436,168
営業外収益		
受取利息及び配当金	38	433
受取手数料	10,275	7,052
受取保険金	786	-
違約金収入	490	3,500
その他	2,088	4,292
営業外収益合計	13,678	15,278
営業外費用		
支払利息	42,663	49,168
その他	2,997	3,579
営業外費用合計	45,661	52,747
経常利益	209,144	398,699
特別損失		
固定資産除却損	-	2,261
特別損失合計	-	2,261
税金等調整前四半期純利益	209,144	396,438
法人税等	65,776	141,561
四半期純利益	143,367	254,876
親会社株主に帰属する四半期純利益	143,367	254,876

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
四半期純利益	143,367	254,876
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	286	335
その他の包括利益合計	286	335
四半期包括利益	143,654	255,211
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	143,654	255,211

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
減価償却費	49,469千円	66,216千円
のれんの償却額	1,011	1,011

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年9月27日 定時株主総会	普通株式	135,581	16	平成28年6月30日	平成28年9月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年9月26日 定時株主総会	普通株式	169,957	20	平成29年6月30日	平成29年9月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成28年7月1日至平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	フラン チャイズ	ハウス・ リースパッ ク	不動産金融	不動産売買	不動産流通	リフォーム	計				
売上高											
外部顧客へ の売上高	484,056	711,643	20,880	1,672,410	427,369	718,412	4,034,773	-	4,034,773	-	4,034,773
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	17,903	1,086	8,005	-	45,950	-	72,945	1,935	74,880	74,880	-
計	501,959	712,729	28,885	1,672,410	473,320	718,412	4,107,718	1,935	4,109,653	74,880	4,034,773
セグメント利益又 は損失()	289,399	111,803	9,967	75,091	108,227	31,316	625,805	2,290	623,515	382,388	241,127

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育事業であります。平成29年4月に当該事業は終了しております。

2. セグメント利益の調整額 382,388千円には、セグメント間取引消去6,488千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 388,876千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年7月1日至平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント							その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	フラン チャイズ	ハウス・ リースバック	不動産金融	不動産売買	不動産流通	リフォーム	計				
売上高											
外部顧客への売上高	595,240	473,210	89,771	2,383,275	482,240	636,130	4,659,868	-	4,659,868	-	4,659,868
セグメント間の内部売上高又は振替高	19,317	510	7,900	-	43,971	-	71,698	-	71,698	71,698	-
計	614,557	473,720	97,671	2,383,275	526,211	636,130	4,731,567	-	4,731,567	71,698	4,659,868
セグメント利益	382,958	35,290	29,494	254,124	139,430	32,264	873,562	-	873,562	437,393	436,168

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育事業であります。平成29年4月に当該事業は終了しております。

2. セグメント利益の調整額 437,393千円には、セグメント間取引消去10,959千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 448,353千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前第3四半期連結会計期間より、資産の金額がすべての事業セグメントの資産の合計額の10%以上となりました。そのため、「その他」に含んでいた「不動産金融」を報告セグメントに区分いたしました。

また、当第1四半期連結会計期間より、従来の「住宅・リフォーム」から「リフォーム」にセグメント名称を変更をしております。なお、セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

当該変更により、当社グループの報告セグメントを「フランチャイズ」「ハウス・リースバック」「不動産金融」「不動産売買」「不動産流通」「リフォーム」の6セグメントとしております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	16円92銭	29円99銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	143,367	254,876
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	143,367	254,876
普通株式の期中平均株式数(株)	8,474,541	8,497,841
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	16円57銭	29円38銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	177,690	177,214
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による優先株式発行、定款の一部変更並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少について)

当社は、平成29年8月14日付でU D Sコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合(以下「割当先」といいます。)と株式投資契約を締結し、割当先に対して、平成29年10月17日付で第三者割当により総額30億円のA種優先株式を発行いたしました。また、財務体質の健全化を図り、機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金及び資本準備金の減少を行いました。

その内容は以下のとおりであります。

1. 第三者割当によるA種優先株式の発行

- | | | |
|-----|------------------|--|
| (1) | 払込期日(発行日) | 平成29年10月17日 |
| (2) | 募集株式の種類及び数 | A種優先株式 300株 |
| (3) | 発行価額(払込金額) | 1株につき10,000,000円 |
| (4) | 払込金額の総額 | 3,000,000,000円 |
| (5) | 増加した資本金及び資本準備金の額 | |
| | 資本金 | 1,500,000,000円(1株につき 5,000,000円) |
| | 資本準備金 | 1,500,000,000円(1株につき 5,000,000円) |
| (6) | 優先配当 | 優先配当率 年率8.0%
優先配当金 1株につき800,000円 |
| (7) | 募集又は割当方法(割当先) | U D Sコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式 |
| (8) | 資金の使途 | ハウス・リースバック事業、不動産金融事業等のストック収益事業の事業環境が良好であり、需要の増加も見込まれることから、ハウス・リースバック事業等の不動産購入及び不動産金融子会社の資本増強に使用。 |

2. 資本金及び資本準備金の額の減少

- | | | |
|-----|----------|--|
| (1) | 目的 | 財務体質の健全化を図り、機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金及び資本準備金の減少を行う。 |
| (2) | 資本金 | 1,500,000,000円をその他資本剰余金に振替える。 |
| (3) | 資本準備金 | 1,500,000,000円をその他資本剰余金に振替える。 |
| (4) | 減資の効力発生日 | 平成29年10月17日 |

(ストック・オプションの発行について)

当社は、平成29年10月16日開催の取締役会において、平成29年9月26日開催の第9期定時株主総会にて承認されました、当社の取締役(代表取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。)及び従業員並びに当社子会社の取締役に對してストックオプションとして発行する新株予約権について、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、具体的な発行内容を決議し平成29年10月26日に付与いたしました。

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行(有利発行)する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社グループ全体の結束力を高めるとともに企業価値の増大、優秀な人材の流出防止を図るため、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役に對して、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の総数
500個とする。このうち、後記(5)に定める第4回新株予約権を250個、第5回新株予約権を250個とする。
(新株予約権1個につき普通株式100株、ただし、後記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式50,000株を上限とする。このうち、後記(5)に定める第4回新株予約権を25,000株、第5回新株予約権を25,000株とする。
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (3) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値。）を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

- (5) 新株予約権の行使期間

- イ．第4回新株予約権付与決議日より3年を経過した日から、当該付与決議の日後6年以内
ロ．第5回新株予約権付与決議日より5年を経過した日から、当該付与決議の日後8年以内

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

各新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込にかかる額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得事由

- イ．当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で各新株予約権を取得することができる。
ロ．当社は、新株予約権者が(10)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

ロ. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ハ. その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(11) 新株予約権の割当日

平成29年10月26日

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（4）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記（5）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（6）に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（8）に準じて決定する。

その他新株予約権の行使の条件

上記（10）に準じて決定する。

(13) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(14) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

第4回新株予約権

当社取締役	3名	100個
当社従業員	4名	100個
当社子会社取締役	2名	50個

第5回新株予約権

当社取締役	3名	100個
当社従業員	4名	100個

当社子会社取締役 2名 50個

(子会社の増資)

当社は、平成29年10月20日付で、当社の子会社である株式会社フィナンシャルドゥへ追加出資を行いました。

1. 増資の理由

資本増強による安定した経営基盤の下で成長機会に備えるため。

2. 子会社の概要

- (1) 会社名 : 株式会社フィナンシャルドゥ
- (2) 代表者名 : 代表取締役 鈴木 剛
- (3) 所在地 : 大阪市北区小松原町3番3号
- (4) 設立年月 : 平成24年2月
- (5) 増資前の資本金 : 50,000千円
- (6) 出資比率 : 株式会社ハウズドゥ 100.0%

3. 増資の概要

- (1) 増資額 : 999,000千円
- (2) 資本金組入額 : 499,500千円
- (3) 資本準備金組入額 : 499,500千円
- (4) 増資後の資本金 : 549,500千円
- (5) 払込日 : 平成29年10月20日
- (6) 増資後の出資比率 : 株式会社ハウズドゥ 100.0%

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月13日

株式会社ハウスドゥ
取締役会御中

P w C 京 都 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 梶 田 明 裕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 田 佳 和
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウスドゥの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウスドゥ及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年10月17日付で、第三者割当によるA種優先株式を発行し、同日に資本金及び資本準備金の減少を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。